



みのわ商事株式会社

2026 年 6 月 25 日

社員の服装 ・ 身だしなみルール制定について

みのわ商事株式会社（所在地：栃木県宇都宮市、代表取締役社長：吉川 聡、以下「当社」）は、社員の健康的で働きやすい職場環境づくりと、服装に関する社員の選択肢を増やし自己決定の機会を創出することが『変革と挑戦』の風土醸成につながることを期待し、服装・身だしなみルールを 2026 年 7 月 1 日より緩和いたします。

■従業員の価値観や多様性を尊重し、社会の価値観の変化に適応します

昨今、価値観が多様化し、社員が自己表現するため個々の志向に合わせた服装をすることが尊重される世の中へと変化してきたことを踏まえて、当社でも服装ルールの緩和について、これまでもクールビズや通年ノーネクタイの実施など段階的に行い、検討してまいりましたが、この度、7 月 1 日より正式にルールを制定することといたしました。

【服装・身だしなみルール改定】

導入日：2026 年 7 月 1 日（水）

対象者：当社で勤務する全ての勤務者に適用

導入目的：服装に関する社員の選択肢を増やし自己決定の機会を創出すること、また、身だしなみに関しても一人一人の自律性を尊重し、健康的で働きやすい職場環境づくりのため

■服装・身だしなみの基本的な考え方

「食品を取り扱う会社としてビジネスにおける T P O をわきまえ、お取引先様や職場で共に働く方々に対して『失礼がない』『不快感を与えない』と十分に自信の持てる服装・身だしなみであること」を基本的な考え方と踏まえ、各自所属部署の業務にふさわしい服装を自ら考えて運用を目指します。

当社は今後も、変化する時代のニーズや社員の声に耳を傾け、柔軟で最適なルールの見直しを適時行い、社員の働きやすさと企業価値の向上を目指します。

お取引先様・パートナー企業様におかれましては、弊社社員の服装が略式となることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げますとともに、当社御来社の際には、ご遠慮なく軽装にてお越しいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上